

## まえがき

日本農業研究所客員研究員  
主査 服 部 信 司

### 1 研究会と本報告書

日本農業研究所は、2011年度と2012年度の2年間にわたり、「農業者所得補償制度を中心とする農政の展開・検証と国際交渉の帰趨」をテーマとした研究会を行った。

本報告書は、研究会における報告（2011年度）と報告についてのコメント（2012年度）を取りまとめたものである。2011年度については、報告者に、報告内容（テープ起こし）を基に必要な修正をしていただいた。2012年度については、本研究所の財政事情により速記録を取ることができなくなったので、VII・VIIIの報告は報告資料のみとし、コメンティターによる報告に関するコメントを掲載した。IXは、コメントのなかに、コメンティターによる報告の概要を加えた。X・XIについては、報告者に報告の概要を執筆していただき、併せてコメンティターのコメントを掲載した。

修正の労を取っていただいた2011年度の報告者の方々、報告の概要の執筆をしていただいた2012年度の報告者の方、コメントの執筆をしていただいたコメンティターの方々にお礼を申し述べたい。

### 2 研究会の主旨

本研究会がどのような主旨＝目的で持たれたかについては、研究会発足時の主旨を踏まえた2012年度の主旨を以下に掲げる。

「2010年度、民主党政権のもとで米戸別所得補償制度（モデル対策）が始められた。その補償基準は「経営費＋家族労働費の8割」=60kg 1万3,700円、うち10アール1万5,000円が定額払いとされた。2011年度、米戸別所得補償は本格実施され、同時に、畑作においても同制度が導入された。畑作物の補償基準は全算入生産費とされ、うち、定額支払い=営農継続支払い：10アール2万円とされた。合わせて農業者所得補償制度となった。

この農業者所得補償制度の実施・参加状況、現場での対応と受け止め方をテーマとする

とともに、2013年度の経営所得安定対策と扱い手対策を検討課題とする。

また、わが国の農政のあり方に重大な影響を与えるT P P交渉の現状と参加問題を検討課題として設定する」。

### 3 研究会の構成と内容

#### (1) 研究会の構成

研究会は、外部委員5名と日本農業研究所の研究員4名、同所員2名、合計11名で構成した。メンバーは、下記のとおりである（順不同、敬称略、肩書きは委員就任時）。

外部委員：

梅本 雅 ((独)中央農業総合研究センター研究管理監)

谷口信和 (東京大学大学院農学生命科学研究科教授)

林正徳 (早稲田大学日米研究機構客員上級研究員)

堀口健治 (早稲田大学政治経済学術院教授)

吉田俊幸 (高崎経済大学地域政策学部教授)

日本農業研究所：

岸 康彦 (理事長)

田家邦明 (専務(研究員))

小沢健二 (客員研究員)

大賀圭治 (客員研究員)

服部信司 (客員研究員・主査)

谷 康裕 (総務部長)

#### (2) テーマ・報告者（肩書きは報告当時）・コメンテイター（同）・研究会開催日

##### 1) 2011年度

第1回研究会 9月29日 「農業者所得補償制度：制度の内容と参加・実施状況－2010年度モデル対策の参加実績を含む－」

農林水産省経営局経営安定対策室長 福田英明

コメンテイター 日本農業研究所客員研究員 服部信司

第2回研究会 10月31日 「主要水田作地域における近年の農業構造変化の特徴と地域

性について」

農林水産省・農林水産政策研究所政策研究調整官 吉田行郷

コメンティター（独）中央農業総合研究センター研究管理監 梅本 雅

第3回研究会 11月17日 「山形県における農業者所得補償制度：参加状況・生産者の受け止め方など」

山形県農林水産部生産技術課長 阿部 清

コメンティター 日本農業研究所客員研究員 小沢健二

第4回研究会 12月19日 「（株）大地の恵みの事業活動と営農活動—戸別所得補償への対応・評価を含む—」

（株）大地の恵み 代表取締役 農宮真平

（株）大地の恵み 取締役・事務局長 古谷正三郎

コメンティター 東京大学大学院農学生命科学研究科教授 谷口信和

第5回研究会 2月6日 「WTO交渉とTPP交渉の現状」

農林水産省国際部長 坂井真樹

コメンティター 日本農業研究所客員研究員 大賀圭治

第6回研究会 3月5日 「2012年度：農業者所得補償の制度と扱い手政策」

農林水産省経営局経営政策課長 山口英彰

コメンティター 高崎経済大学地域政策学部教授 吉田俊幸

## 2) 2012年度

第7回研究会 「平成24年度：農業者所得補償制度の参加・実施状況（人・農地プランを含む）」

農林水産省経営局経営安定対策室長 福田英明

コメンティター 日本農業研究所客員研究員 服部信司

第8回研究会 「宮崎県における農業者所得補償制度をはじめとした水田営農対策の取り組み状況について」

宮崎県農政水産部農産園芸課長 加勇田誠

コメンティター 中央農業研究センター農業経営研究領域長 梅本 雅

第9回研究会 「フクハラファームの営農現状、歴史、農業者所得補償制度への対応・評価」

報告者 フクハラファーム代表 福原昭一

コメンテイター 日本農業研究所客員研究員 小澤健二

第10回研究会 「T P Pの現状と参加問題」

農林水産省国際部総括審議官 山下正行

コメンテイター 早稲田大学政治経済学術院教授 堀口健治

コメンテイター 日本農業研究所客員研究員 大賀圭治

第11回研究会 「平成25年度の経営安定策と担い手対策」

農林水産省経営局経営政策課長 平形雄策

コメンテイター 高崎経済大学地域政策学部教授 吉田俊幸

#### 4 研究会を終えて

##### (1) 戸別所得補償

2009年9月民主党政権の発足のもとで策定された戸別所得補償は、同政権のもとで2010年度から3年間実施された。再度の政権交代により、2013年度は、自民党政権のもとで経営所得安定対策に名称を変えるものの、これまでと同じ制度が引き続き行われ、実質4年間の実施となる。ここで、2010-12年度3年間の戸別所得補償を簡単に振り返っておきたい。

コメ戸別所得補償のポイントは、

① 標準的な生産費（経営費+家族労働費8割）である60kg1万3,700円を保障（補償）の基準とし、販売価格が下回った場合、その差を補償する。この標準的な生産費と2006-08年平均の販売価格（1万2,000円）との差：60kg1,700円=10アール1万5,000円を定額払いとする。

② 対象はコメを販売する販売農家全体。補償を得るには自主的に生産調整に参加する（選択制生産調整への移行）。

③ 水田に作付する主食用米以外の作物にも主食用米と同じ所得を保障する。

実施第1年（2010）度の米価は、前年より12%低下したにもかかわらず、60kg3,440円の補償によって、1農家当たりの農業所得は前年を17%上回った。03年以来7年ぶりである。特に稻作農家の平均農業所得は37%増加した。

第2年（2011）度には、戸別所得補償→生産調整への参加者が増大し、過剰作付面積が

大幅に減少した。これに震災の影響が加わって販売価格が上昇し、生産者の最終受け取り価格（販売価格+定額払い）1万4,385円は2010年度を5%上回った。この状況は、2012年度においても引き続き、2012年度の最終受け取り価格1万5,618円は2010年度を14%上回っている。

戸別所得補償は農家の経営安定に寄与しているのである。多くの生産者によって、そのように受け止められている。

水田における主食用米以外の作付面積は、2009年度38万haから2012年度52万haへと37%増大し、飼料用米とコメ粉用米の生産は08年度0.9万トンから2011年度22.3万トンへと21.4万トンの増になっている。水田における穀作物生産は拡大しているのである。また、選択制生産調整は広く定着している。

戸別所得補償の根幹は、①稲作・経営所得安定の基準＝コメの保障（補償）水準を60kg1万3,700円とし固定していること、②対象者を全販売農家としている（それによって選択制生産調整を有効なものにしている）ことにある。

こうした農業者所得補償の根幹を維持しつつ、2013年度の課題とされる「多面的機能直接支払い」等の具体化を図ることが望まれる。

## (2) 国際交渉の帰趨

### 1) WTO交渉

2000年に始まったWTO交渉は、本研究会が始まった時点（2011年度初め）において2008年以降の停滞状況が続いており、その打開が問われていた。

だが、2011年4月、各交渉グループの議長は予定されていた議長提案を行わず、同年内の妥結を断念した。さらに、同年12月の第8回閣僚会合は、「交渉は袋小路に陥っている」（議長総括）として、打開の道を見出せない事態に陥ったのである。

その根底には、「世界の経済成長の中心となっている中国、ブラジル、インドなどの新興国は、より多くの貢献（譲許）をすべき」＝“途上国として受ける優遇措置を控えるべき”というアメリカの立場がある。新興国は、現交渉の枠組み一その柱のひとつが、「途上国についての特別かつ異なる扱い」一を大前提にしている。そこから、アメリカ対新興国（中国、インド、ブラジル）の埋めがたい対立が生まれているのである。

今（2013）年12月の閣僚会合に向け、アメリカ、EU、日本、中国、インド、ブラジルを含むWTO主要国は、現交渉を救うために、何らかの小さい合意を策定しようとしてい

るが、それも容易ではない。デッドロック状況は、アメリカか、新興国のいずれかが、その基本的なスタンスを変えるまで、続くと考えられる。

## 2) TPP交渉

2012年12月の総選挙において、自民党は「聖域なき関税撤廃を前提にする限り、TPP交渉への参加に反対」という公約を掲げ、これを「TPP推進」の野田政権に対置して、農村地帯で圧勝した。安倍首相は2013年3月15日「日米首脳会談で『TPP交渉において聖域なき関税撤廃は前提にされていない』ことが確認された」として、交渉参加を正式に表明したのである（ただし、日米共同声明に「関税撤廃の例外」という文言はない）。日本は7月23日午後から、TPP交渉に参加することになる。

TPP交渉は、当初2011年11月合意を目標としていたが、すでに3年以上を要している。ルール分野においてアメリカが自国のルール・自国企業の利害に基づく提案（環境・労働に関する紛争処理メカニズムの裁定に強制力を与える提案など）を行っているからである。

アメリカは、今回の第17回リマ・ラウンド（5月15—24日）において、それまでの提案を柔軟化させ、10月大枠合意・年内妥結の方向に具体的に動き出している。

10月大枠合意までの交渉は、第18回ラウンド（7月15—25日、マレーシア）と第19回9月ラウンドの2回である。日本が参加し得るのは、7月23日午後—25日と9月のラウンド。日本の加入には「後発国は、これまでに確定した事項を前提とし、それに議論を提起しない」という条件が付く。「ルール分野において日本が主導権を發揮する」（安倍首相）ことは困難とみられる。

安倍首相が受け入れた2011年11月のTPP首脳声明は、「商品の市場開放は、WTO義務を大幅に超える約束と非関税障壁の廃止を含む関税の撤廃を措置する」としている。「重要品目（Sensitivity）を適切に処理する」必要にも言及されているが、それは、上記（関税撤廃）の大枠内の「処理」とみるべきであろう。

極めて厳しい交渉が予測される。国会は6品目（米、麦、砂糖作物、牛肉、豚肉、牛乳乳製品）の関税撤廃からの例外化（除外）を決議している。これら重要品目の例外化を措置するには、首相が最終局面において直接交渉に関わる、責任ある対応が必要になると考えられる。